

令和5年5月15日

箱根町長 勝俣 浩行 殿

箱根町行財政改革有識者会議
座長 田中 啓

令和6年度以降の財源のあり方について（提言）

箱根町では、多額の財源不足に対応するため、平成28年度から平成30年度までの3年間、固定資産税超過課税（以下「超過課税」という。）を実施した。さらに、令和元年度以降はこれを当分の間実施するとともに、5年毎に施行状況を検討したうえで、所要の措置を講ずることとしている。令和5年12月にその5年毎の最初の期限を迎えるため、町から本有識者会議に対して、町が実施した一連の見直し作業の検証を行うとともに、町が作成した令和6年度以降の財源不足への対応について検討のうえ意見を述べるよう依頼があった。

本有識者会議では、第1期行財政改革アクションプランの令和3年度までの取組結果に対する外部評価、令和5年度から15年度を推計期間とする中長期財政見通しにおける歳入歳出見通しの確認、第2期行財政改革アクションプランの推進項目及び財政健全化効果額の確認、並びにこれらを基にした財源不足額の算出結果の確認を実施した。これらに加え、町が作成した令和6年度以降の財源不足への対応について慎重に検討を行った。

以上の通り、超過課税の見直しに係る一連の取組みについて検証した結果、本有識者会議として次のとおり提言する。

1. 検証結果

（1）財源確保策の必要性

中長期財政見通しにおいては、超過課税を現行税率の1.58%で継続した場合であっても、令和6年度から10年度までの「中期」においては、毎年度、財源不足（約4億6,300万円）が生じ、令和11年度から15年度までの「長期」には、財源不足のさらなる拡大（年平均約10億3,700万円）が見込まれている。町が中長期財政見通しを作成した手法は適切であり、中期及び長期に見込まれる財源不足は、現実的に起こりうるものである。

このうち中期では、第2期アクションプランの実施による収支改善効果を見込んでも、なお年平均約4千万円の財源不足が生じることから、今後も必要なサービスを提供していくためには、なんらか財源確保策を講じる必要があると判断した。

(2) 超過課税継続の妥当性

町では、宿泊税をはじめとした超過課税以外の財源確保策について、令和6年度までに観光客や町民から広く負担を求める方策を検討し、超過課税を含め、適切な時期に負担のあり方を見直すことを目標としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により観光産業が大きな影響を受け、町民や事業者への緊急支援策を優先すべき中で、その検討を中断せざるをえない状況にあった。

このため、想定外の事態が続く状況における現実的な対応としては、令和6年度以降の行財政運営を行っていくにあたり、超過課税を継続するという町の対応は妥当であると判断した。

2. 提言

(1) 中期の対応への提言

中期（令和6年度～10年度）においては、超過課税を継続し、行財政改革を実施しても、年平均約4千万円の財源不足が生じるため、第2期アクションプランの中では、これまでの実績に基づいた収支改善効果額を見込んで「ふるさと納税の促進」の取組みについて、令和5年度に受入体制を強化して対応することとしている。

しかし、物価高騰や人件費の増加などの先行きは依然として不透明であり、財源不足額が拡大する懸念もあることから、第2期アクションプランで見込んだ歳入確保、歳出削減策について、確実に効果額が出るよう取り組むことはもとより、ふるさと納税の促進に限らず、その時々状況の変化に応じて推進項目の内容を随時見直し、積極的に行財政改革を推進すべきである。

(2) 長期の対応への提言

長期（令和11年度～15年度）においては、中期の対応に加え、第2期アクションプランで長期への備えとして位置付けた「財源確保策の検討」や「公共施設のあり方の抜本的な見直し」により対応することとしている。

長期において財源不足がさらに拡大するという財政見通しを勘案すると、令和11年度以降も超過課税を継続することはやむをえないと考えられる。ただし、令和16年度以降も財源不足の拡大が続くような事態に備えて、令和11年度以降に新たな財源確保策を導入することを見据えた取組みの着実な進展を図りながら、持続可能な行財政運営の実現を目指すべきである。

3. 附帯意見

(1) 歳入確保・歳出削減策の確実な実施

今回の現行税率での超過課税の継続は、第2期アクションプランの収支改善効果の実現を前提としている。このため、推進項目で財政健全化効果額を見込んだものは、確実に効果額が発揮されるよう取り組むことはもとより、推進項目の中で実施の可否を検討するとした項目については、実施に向けて取り組む方向で積極的に検討されたい。

また、推進項目のうち本有識者会議からの意見により第1期アクションプランに追加し、継続する「No.1 持続可能な行財政運営手法の確立」、「No.7 財源確保策の検討」や、第2期アクションプランで新たに追加した「No.19 公共施設のあり方の抜本的な見直し」は、令和11年度以降の財源不足の縮減に直接寄与できるよう、着実に検討を進めてもらいたい。

(2) ふるさと納税に係る留意事項

令和6年度以降の財源不足への対応として、ふるさと納税の取組強化を行うこととしている。現行の制度下においては、市場規模の拡大傾向や町の寄付実績から、取組強化により増収の可能性が認められ、また、町が置かれた状況に鑑みても、ふるさと納税に頼らざるを得ないことは理解できる。ただし、今後、ふるさと納税制度の制度変更がないとは言い切れず、そのような事態になった場合には、町が取組強化をしても収入が見込みほど伸びなくなる可能性があることから、制度の動向には十分に留意されたい。

(3) 箱根町が抱える構造的な問題への対応

最後に、財源不足が生じる背景には、人口減少や観光収入の域外流出など町が抱える構造的な問題があり、それらへの対応なくして根本的な解決は困難である。このことを十分に踏まえたうえで、令和6年度以降の財源不足への対応に加え、定住化の促進や域内事業者の育成など、構造的な問題の解決に向けた対策の検討と実施に積極的に取り組まされたい。

以上